

千葉県アレルギー疾患対策推進計画 進捗状況

参考資料1

施策番号	節	具体的施策	項目	担当課	取組の方向性	R1～R3の主な取組	関連数値目標の項目
1-1	第1節 アレルギー疾患に関する知識の普及、アレルギー疾患の発症・重症化予防	1アレルギー疾患有する者。家族に対するアレルギー疾患に関する適切な情報の提供		疾病対策課 健康づくり支援課 児童家庭課	<p>① アレルギー疾患有する者やその家族の悩みや不安に応じるため、「千葉県アレルギー相談センター」において、専門の医師や看護師等が、アレルギー全般に対応し、適切に自己管理を行い、適切な治療が受けられるよう助言等を行っていきます。</p> <p>【疾病対策課】</p> <p>② アレルギー疾患有する者を含めた県民が、アレルギー疾患有する者への正しい理解のための適切な情報についても容易にアクセスできるよう、県ホームページ内「アレルギー相談センター」の専用サイトにおいて、各アレルギー疾患の説明、治療及び対処方法の説明等を紹介していきます。また、アレルギー疾患有する者の自己管理の向上に資する各種の学会等の学術団体の公式ホームページや、公的機関のホームページなどを紹介していきます。【疾病対策課】</p> <p>③ アレルギー疾患の重症化の予防には、平時からの自己管理が重要であるため、研修会の開催をおこして、アレルギー疾患有する者やその家族、地域住民に対するアレルギー疾患に関する適切な情報の提供を取り組んでいます。【疾病対策課・健康づくり支援課】</p> <p>④ 市町村保健センター等で実施する乳幼児健診等母子保健事業において、乳幼児の保護者に対する適切な保健指導や医療機関への受診勧奨等、適切な情報提供が実施されるよう、研修会等での情報提供に努め、市町村を支援します。【児童家庭課】</p>	<p>① 「千葉県アレルギー相談センター」における専門の医師及び看護師等による相談の継続。</p> <p>② 県ホームページ内「アレルギー相談センター」の専用サイトにおいて、各アレルギー疾患について掲載。</p> <p>③ 拠点病院事業（委託）として市民公開講座を開催。また、「アレルギー疾患情報サイト」において、アレルギー疾患に関する最新の幅広い情報を掲載。</p> <p>④ 患者及び地域関係者対象に、地域のニーズに応じて病態栄養教室を開催し、食物アレルギーに関する情報提供を行った。</p> <p>⑤ 食物アレルギー予防に関する支援の充実が改定ポイントでもある「授乳・離乳の支援ガイド」に関する研修会を実施。乳幼児の保護者向けに関係団体が発行する冊子を市町村の要望に基づき配布し、情報提供を行った。</p> <p>その他 拠点病院事業としてピアサポートによる電話相談を実施。</p>	<p>○千葉県アレルギー相談センターホームページのアクセス件数</p> <p>○アレルギー疾患有する者やその家族等を対象とする研修会参加者の理解度</p>
1-2-(1)	第1節 アレルギー疾患に関する知識の普及、アレルギー疾患の発症・重症化予防	2生活環境の改善 (1)大気汚染の防止		大気保全課	安心して暮らすことができる健やかな環境を守るために、良好な大気を保全し、化学物質による汚染を防止するため、工場・事業場等に対する汚染物質の排出削減指導、自動車排出ガス対策の推進、大気環境等の監視、大気環境にやさしいライフスタイルへ向けた啓発等の推進に努めています。【大気保全課】	工場・事業場に立入検査を実施した。 自動車排出ガス対策として、事業者への立入検査や路上において指導を実施した。 県民向けに化学物質に関するセミナーを開催した。	
1-2-(2)	第1節 アレルギー疾患に関する知識の普及、アレルギー疾患の発症・重症化予防	2生活環境の改善 (2)森林の適切な整備		森林課	花粉飛散の軽減に資するため、スギ・ヒノキ等の花粉飛散を抑制するための技術開発に取り組むとともに、花粉対策品種への植替え等の森林整備を行っていきます。【森林課】	本県産の無花粉スギ・ヒノキの苗木生産に向けて、母樹の増殖等の検討を進めた。また、花粉の飛散が少ないスギ・ヒノキの苗の植栽に対し助成を実施。	
1-2-(3)	第1節 アレルギー疾患に関する知識の普及、アレルギー疾患の発症・重症化予防	2生活環境の改善 (3)受動喫煙の防止		健康づくり支援課	受動喫煙の健康被害について県民へ啓発を行うとともに、改正された健康増進法に基づき望まない受動喫煙を防止するため、多数の者が利用する施設の原則屋内禁煙の徹底を図ります。また、県民や事業者を対象とした説明会の開催やリーフレットの配布などにより法の周知とその対応を図ります。なお、禁煙治療を行っている医療機関の情報を作成的に発信する等、喫煙者の禁煙を支援します。【健康づくり支援課】	「禁煙週間」キャンペーン及び夏・冬の受動喫煙防止キャンペーンの実施(啓発物の配付)。 改正健康増進法の全面施行に向けた啓発チラシ作成。 受動喫煙対策に関する説明会の開催。 飲食店に対して改正健康増進法に基づく対策について通知。 禁煙治療を行っている医療機関の情報のホームページへの掲載を行った。	○受動喫煙の機会を有する者の割合の減少
1-2-(4)	第1節 アレルギー疾患に関する知識の普及、アレルギー疾患の発症・重症化予防	2生活環境の改善 (4)アレルギー物質を含む食品に関する表示の充実		衛生指導課	県内で製造・流通する食品等について、アレルギー物質の検査を含む食品検査の充実を図るとともに、食品を製造・販売する施設への監視を実施し、アレルギー物質に関する適正な表示を指導します。 また、県民や食品関連事業者等からの相談にはワンストップサービスでわかりやすく説明し、食品関連事業者への研修会やパンフレットなどによる広報活動を行うことにより、適正な食品表示について普及・啓発を図ります。【衛生指導課】	食品中に含まれるアレルギー物質の検査を実施。 食品を製造・販売する施設の監視を実施し、アレルギー物質に関する適正な表示について指導を実施。 安全農業推進課及び健康づくり支援課と連携し、表示に係る資料作成・HP掲載、研修会実施。各保健所において、研修会等を通じた食品関連事業者への支援、普及・啓発活動を実施。	
1-2-(5)	第1節 アレルギー疾患に関する知識の普及、アレルギー疾患の発症・重症化予防	2生活環境の改善 (5)室内環境におけるアレルゲン対策		疾病対策課 衛生指導課	アレルギー疾患有した居住環境及び生活の仕方といった生活環境がアレルギー疾患に与える影響等に係る最新の知見に基づいた正しい情報を提供するため、独立行政法人環境再生保全機構が発行するパンフレットやウェブサイト等を通じ、情報提供の充実を図ります。【疾病対策課・衛生指導課】	「千葉県アレルギー相談センター」における専門の医師及び看護師等による相談等において、個別に日常生活における工夫点等について助言を実施。	
2-1-(1)	第2節 アレルギー疾患医療提供体制の確保	1医療機関の整備等 (1)アレルギー疾患医療拠点病院の整備		疾病対策課 学事課 児童家庭課 子育て支援課 障害福祉事業課 保健体育課(旧 学校安全保健課)	<p>① 診断が困難な症例や標準的治療では病態が安定化しない重症及び難治性アレルギー疾患患者に対し、関係する複数の診療科が連携して、診断、治療、管理を行う「千葉県アレルギー疾患医療拠点病院」(以下「拠点病院」という。)を整備します。</p> <p>【疾病対策課】</p> <p>② 拠点病院が行う患者等への情報提供、医療従事者の人材育成等の実施にあたり、県は拠点病院と連携して推進していきます。【疾病対策課・学事課・児童家庭課・子育て支援課・障害福祉事業課・保健体育課】</p>	<p>① 平成30年3月に拠点病院を選定。その後、設置(1か所)を継続。</p> <p>② 拠点病院事業(委託)として人材育成事業(研修会)を実施。周知にあたっては、関係各課が協力して行った。</p> <p>③ 教育庁主催の養護教諭対象の研修に、拠点病院から講師としてPAE等を派遣いただき、緊急時対応に関する研修を実施。</p>	「アレルギー疾患医療拠点病院」の整備
2-1-(2)	第2節 アレルギー疾患医療提供体制の確保	1医療機関の整備等 (2)アレルギー疾患診療連携体制の整備		疾病対策課	<p>① かかりつけ医を中心とした適切なアレルギー疾患医療提供体制の推進</p> <p>アレルギー疾患有する患者数に鑑み、アレルギー疾患有する者が居住する地域に問わらず、診療所や一般病院における身近なかかりつけ医のもとで、診療・管理ガイドラインに基づく適切なアレルギー疾患医療を受けられるよう、かかりつけ医を中心とした医療提供体制の整備を推進していきます。【疾病対策課】</p> <p>② かかりつけ医、地域の専門医療機関、拠点病院の診療連携体制の整備</p> <p>定期的に専門医による病態の評価が必要な患者や、診療所や一般病院での標準的な治療では病態が安定化しない重症及び難治性の患者等に対する、かかりつけ医、地域の専門医療機関、拠点病院の間での診療連携体制の構築を推進していきます。【疾病対策課】</p>	<p>① アレルギー疾患医療連絡協議会を開催(1回／年)し、アレルギー疾患医療提供(連携)体制の整備について協議した。</p> <p>② アレルギー疾患地域基幹病院として20病院を選定。</p> <p>③ 拠点病院事業(委託)として、アレルギー疾患医療体制支援ネットワーク会議、食物アレルギー診療連携ネットワーク会議を開催。</p>	
2-2	第2節 アレルギー疾患医療提供体制の確保	2 専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成		疾病対策課	<p>① かかりつけ医が担うアレルギー疾患診療において必要な技能や知識等の習得を推進していくため、拠点病院や医師会等と連携して、医師に対して最新の科学的知見に基づく適切な医療についての情報提供を行うなど講習の機会を確保していきます。</p> <p>【疾病対策課】</p> <p>② アレルギー疾患医療に携わる医療従事者の知識や技能の向上に資する研修を、拠点病院と連携して推進していきます。【疾病対策課】</p>	<p>① 拠点病院事業(委託)として、医師等医療従事者向け研修会を開催。</p> <p>② 食物アレルギー診療に関する医師からのメール相談を実施。</p>	病院・診療所を対象としたアレルギー疾患に関する講習会への参加機関数
2-3	第2節 アレルギー疾患医療提供体制の確保	3 医療機関情報の提供		疾病対策課 医療整備課	関係学会等がウェブサイトに掲載しているアレルギー疾患有する専門的な知識及び技術を有する医療従事者並びにアレルギー疾患医療に係る提供機関の情報について、ウェブサイト等を通じ、患者やその家族、医療従事者向けに提供していきます。【疾病対策課・医療整備課】	県ホームページの「アレルギー連携情報」の部分で、関係学会等の情報提供を実施。拠点病院の「アレルギー疾患情報サイト」において、アレルギー専門医が在籍する医療機関や、アレルギー疾患地域基幹病院について情報提供。千葉県アレルギー相談センターの啓発資材に、拠点病院の「アレルギー疾患情報サイト」のQRコードを掲載し、県民へ周知。	しば医療なびにおいて、医療機関選択に必要な情報(各医療機関におけるアレルギー専門医の在籍の有無や食物アレルギー負荷検査実施の可否等)を提供。

施策番号	節	具体的施策	項目	担当課	取組の方向性	R1～R3の主な取組	関連数値目標の項目
3-1	第3節 アレルギー疾患有する者・家族の生活の質の維持向上	1 アレルギー疾患有する相談等に携わる職種の育成		疾病対策課	<p>① 日頃アレルギー疾患有する者への対応が求められることが多い保健師、助産師、管理栄養士、栄養士、調理師等がアレルギー疾患への対応に関する適切な知識を得られるよう、拠点病院と連携して研修会を開催していきます。【疾病対策課】</p> <p>② 国が開催する「リウマチ・アレルギー相談員養成研修会」や、アレルギー関連団体が主催する講習会等への参加による自己研鑽を促すため、各関係機関を通じて広く参加の呼びかけを行っていきます。【疾病対策課】</p>	<p>① 拠点病院事業(委託)として保健師、助産師、管理栄養士、栄養士、調理師等を対象とした研修会を実施。</p> <p>周知にあたっては、関係各課の協力を得た。</p> <p>② 独立行政法人、NPO法人が主催する研修会等について、関係機関宛て周知を実施。</p>	アレルギー疾患有する相談等に携わる職種への研修会開催
3-2	第3節 アレルギー疾患有する者・家族の生活の質の維持向上	2 教育・保育施設、学校等におけるアレルギー疾患に対する取り組みの向上		疾病対策課 子育て支援課 学事課 保健体育課(旧 学校安全保健課) 児童家庭課 障害福祉事業課 健康づくり支援課 衛生指導課	<p>① 職員が食物アレルギー等について正しい知識を習得し、平時からのアレルギー疾患対応や緊急時に備えた体制の確立を図るために、研修会の開催等により支援していきます。【疾病対策課・子育て支援課・学事課・保健体育課・児童家庭課・障害福祉事業課】</p> <p>② 保育所等において、アレルギー疾患有する児童が分け隔てなく生活を送ることができるよう、厚生労働省が作成した「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」や「放課後児童クラブ運営指針」等のガイドラインを周知し体制整備を促進します。【子育て支援課・学事課・児童家庭課・障害福祉事業課】</p> <p>③ 学校においては、財団法人日本学校保健会が作成した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」及び文部科学省が作成した「学校給食における食物アレルギー対応指針」等に基づき、食物アレルギー対応方針やマニュアル等の策定・整備を行うことから、各学校設置者(教育委員会等)、各学校及び各調理場による地域や学校の状況に応じた策定・整備に対して、適切な助言及び指導を行います。</p> <p>④ 食物アレルギー対応を行う児童生徒に関する情報について調理員も含めた教職員間で共有し、共通認識のもと、学校給食時のルールの決定や、児童生徒の誤食、症状出現時の緊急時について、具体的・確実に対応できる体制の整備をさらに進めています。【学事課・保健体育課】</p> <p>⑤ 特に食物アレルギーへの対応が求められる給食施設の関係者に対して、定期的に実施している講習会や給食施設指導事業の巡回指導等の機会を活用し、適宜、アレルギー疾患に関する適切な情報提供、助言を実施していきます。【健康づくり支援課・衛生指導課・保健体育課】</p> <p>⑥ 職員等が、食物アレルギーに関する身近な日常生活上で起こりうる事故及びそれに至る可能性のあった事例を共有し、事故防止の必要性や重要性の認識を深めるため、研修会等を通して「食物アレルギーの誤食＆ひやりはつと集」を広く周知していきます。【疾病対策課】</p>	<p>① 拠点病院事業(委託)として学校、保育園、幼稚園、こども園等においてアレルギー疾患体制整備に係る者(管理者、看護師、管理栄養士、保育士、養護教諭、教諭、学童指導員等)を対象とした研修会を、オンライン配信で実施。周知にあたっては、関係各課が協力して行った。</p> <p>また、養護教諭を対象に緊急時シミュレーション訓練の実施方法に関する研修を実施した。</p> <p>① 食物アレルギー対応について「学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン」及び「学校給食における食物アレルギー対応指針」に基づいた研修の実施。</p> <p>① 養護教諭の初任者研修や養護教諭会研修会で指導を行った。</p> <p>② 保育士等キャリアアップ研修の専門分野研修において食育・アレルギー対応の研修を実施。</p> <p>① 認可外保育施設質の確保・向上のための研修において、保育所におけるアレルギー対応ガイドラインに関する研修を実施。</p> <p>② 県ホームページ内にて「放課後児童クラブ運営指針」及び「放課後児童クラブ運営指針解説書」を掲載。</p> <p>② 児童発達支援及び放課後等ティーサービス事業所の開設時に、事業者に対して、運営に関するガイドライン「食物アレルギーに関する記載もあり」を周知。</p> <p>③ 「学校給食実施状況調査」において、県内市町村の食物アレルギー対応方針等の策定状況を調査。(1回/年)</p> <p>④ 「学校給食における食中毒発生防止及び食物アレルギー対応連絡会議」を開催。食物アレルギー対応について、校内での研修の実施を依頼。</p> <p>⑤ 学校や保育所等、食物アレルギーへの対応が求められる給食施設の巡回指導時に、管理栄養士等が食物アレルギーへの対応方法等聞き取りを行い、適宜助言を実施。</p> <p>⑤ 給食施設の監視や講習会を通じ、食物アレルギーに対応した食品の取扱いについて、適切な情報提供、助言を実施。</p> <p>⑥ ①の研修会において情報提供。県ホームページにおいて周知。</p>	<p>○教育・保育施設等へのアレルギー疾患対策に係る研修会開催</p> <p>○提出された学校生活管理指導表に基づく個別の取組プランの作成状況</p> <p>○緊急時対応マニュアルの整備状況</p>
3-3	第3節 アレルギー疾患有する者・家族の生活の質の維持向上	3 教育・保育施設、学校等における緊急時対応の確立		疾病対策課 子育て支援課 学事課 保健体育課(旧 学校安全保健課) 児童家庭課 障害福祉事業課 消防課	<p>① アレルギー疾患有する者がアナフィラキシーを引き起こした際に適切に対応するため、職員のアレルギー疾患有する知識の習得やエピペン®を正しく扱うことを目的とした実践的な研修を定期的に実施するとともに、適切な医療を受けることができるよう、保護者の同意を得た上で、学校生活管理指導表等の情報を地域の消防機関に対して事前に提供するといった医療や消防等の関係機関との連携を市町村関係課や教育委員会等に促していくことなどにより、緊急時対応の確立を進めています。【疾病対策課・子育て支援課・学事課・保健体育課・児童家庭課・障害福祉事業課・消防課】</p> <p>② 施設が抱えるアレルギー疾患有する諸問題に対して、拠点病院と連携して、市町村関係課や教育委員会等に対し、医学的見地からの助言、支援を行っていきます。【疾病対策課・子育て支援課・学事課・保健体育課・児童家庭課・障害福祉事業課】</p>	<p>①② 拠点病院事業(委託)として学校、保育園、幼稚園、こども園等において緊急時対応の整備に係る者(管理者、養護教諭、看護師等)を対象にエピペンの使用方法を含む緊急時対応に関する研修会を実施。周知にあたっては、関係各課が協力して行った。</p> <p>また、養護教諭を対象とした緊急時シミュレーション訓練の実施方法に関する研修の内容に緊急時対応を含めた。</p> <p>① 関係機関との情報共有を実施した。</p> <p>① アナフィラキシーショック状態の傷病者への適切な対応について、各消防(局)本部・各地域メディカルコントロール協議会へ通知した。</p>	「エピペン®」の取扱いについての演習等を含む実践的な訓練の実施状況
3-4-(1)	第3節 アレルギー疾患有する者・家族の生活の質の維持向上	4 災害時の対応 (1)災害時に備えた備蓄等の推進		疾病対策課 防災対策課(旧 危機管理課) 健康づくり支援課	<p>① 一般災害者向けの食糧に加え、乳幼児、高齢者、食物アレルギー疾患者等の災害時要配慮者向けの食糧について、備蓄や関係事業者との協定による調達により確保を図ります。【防災対策課】</p> <p>② 食物アレルギー疾患者等、個別対応が必要となる災害時要配慮者向けの食料について、平常時における対象者の食料備蓄の周知や、災害時には、関係機関・団体と連携し食料を確保し、必要な者へ提供できるよう対応を図ります。【防災対策課・健康づくり支援課・疾病対策課】</p>	<p>① 備蓄や関係事業者との協定を活用し、食物アレルギー疾患者等の災害時要配慮者向けの食糧を確保。</p> <p>② (公社)千葉県栄養士会、(公社)日本栄養士会と連携し、特殊栄養食品ステーションの設置及び市町村及び保健所等関係機関、府内関係課と連携し本ステーションの活用促進を図るため、災害時保健活動ガイドラインの情報伝達方法の見直しを図った。「避難所等における食物アレルギー疾患有する被災者への対応について」について、(公社)千葉県栄養士会、市町村及び保健所等関係機関へ情報伝達を行った。</p>	
3-4-(2)	第3節 アレルギー疾患有する者・家族の生活の質の維持向上	4 災害時の対応 (2)災害時に備えた啓発の推進		疾病対策課 危機管理政策課(旧 防災政策課)	<p>災害時に市町村が開設する避難所を運営する際に、アレルギー疾患有する者安心して避難ができるよう、避難所で提供する食事の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表を掲示することや、誤食事故防止のための食物アレルギーの対象材料が示されたビブスの活用等を示した「災害における避難所運営の手引き」を周知し、市町村の避難所運営を支援していきます。</p> <p>また、日本小児アレルギー学会が作成した「災害時のこどものアレルギー疾患対応パンフレット」や、食物アレルギー疾患者やその家族に、災害の起きた前の平時に準備すること、災害発生後の避難所での対応について情報提供するため県が策定した「災害時に備えた食物アレルギー疾患対応ガイドライン」を、県ホームページを通じて周知しています。【危機管理政策課・疾病対策課】</p>	<p>拠点病院の「アレルギー疾患情報サイト」において「災害に備えたアレルギー対策」のリンク集を掲載。県ホームページにおいても関連情報を掲載。</p> <p>各市町村及び各保健所宛て、日本小児アレルギー学会作成の「災害派遣医療スタッフ向けアレルギー児対応マニュアル」、「災害時のこどものアレルギー疾患対応パンフレット」及び「アレルギーのこどものために(ポスター)」を配布。</p> <p>県ホームページ内に「災害に備えたアレルギー対策」部分に、「災害時のこどものアレルギー疾患対応パンフレット」を掲載。</p> <p>市町村との会議等において「災害における避難所運営の手引き」を周知。</p>	
4	第4節 アレルギー疾患に係る調査・分析、研究等の成果を活用したアレルギー疾患施策の推進			疾病対策課	拠点病院が実施する、学校現場でのアレルギー疾患対策の状況やアレルギー疾患の地域的特性等、本県におけるアレルギー疾患の実情を継続的に把握するための調査・分析をもとに、アレルギー疾患対策を推進していきます。【疾病対策課】	拠点病院事業(委託)として新生児のスキンケアに関する調査・研究、重症食物アレルギーの原因食品特定に関する調査・研究、アレルギー疾患地域基幹病院に対するアレルギー診療の現状調査を実施。	アレルギー疾患の実情や対策に係る調査の実施